

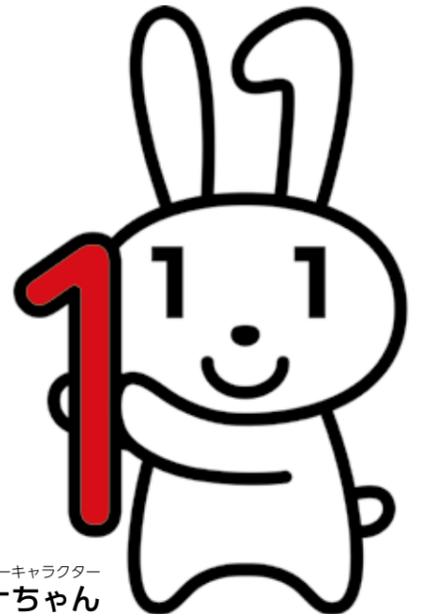
1人に1つの大事な番号

マイナンバー制度が始まります!

vol.3

平成28年
1月
スタート!

8月号からお伝えしているマイナンバー制度。今回は、10月以降送付が始まる通知カードと個人番号カードの申請方法など詳しくお伝えします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

「通知カード」が届きます

10月以降、住民票がある全ての人に通知カード（紙製）が世帯単位で簡易書留で送付されます。通知カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。

おもて



うら

簡易書留が届きますので、受け取り時にはサインが必要です。通知カードが届いた人は、その後の住民票の異動手続き（転入・転出・転居など）、各種申請手続きなどに使います。紛失しないよう大切に保管し、市役所などでの各種手続きの際は必ずお持ちください。もし紛失した場合、再交付には手数料がかかります。

- 封入されているもの
- ▼通知カード・個人番号カード交付申請書
- ▼説明用パンフレット
- ▼個人番号カード申請書の返信封筒

個人番号カード

平成28年1月以降、個人番号カードを取得できます。交付を希望する人は、通知カードに同封される交付申請書などで申請します（初回のみ交付手数料無料）。申請は任意で、強制ではありません。

個人番号カードは、ICチップ内蔵のカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の顔写真も表示されます。有効期限は、20歳以上の人は発行から10回目の誕生日まで、20歳未満の人は発行から5回目の誕生日までです。

おもて



うら

個人番号カードのメリット

個人番号カードは、個人番号の確認と、本人確認のときの身分証明書として利用できます。市役所などの窓口では、個人番号カード一つで、個人番号の確認と本人の確認が同時に可能です。国税のe・Taxなどの電子申請も利用できます。本市では個人番号カードを利用し、コンビニで各証明書を取得できるサービスを来年2月に導入予定です。詳しくは次ページに掲載しています。

「コンビニ交付サービス」を始めます

来年2月から、個人番号カードを利用して、コンビニのマルチコピー機で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施予定です。

- 利用できる「コンビニ」
セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートのマルチコピー機設置店舗
- 取得できる証明書・時間

証明書の種類	利用可能時間
住民票の写し（世帯分・個人分） ※除票は取得できません。	午前6時30分～ 午後11時 (土)(日)(祝)を含む
印鑑登録証明書	
課税（所得）証明書 所得証明書	
戸籍全部（個人）証明書 ※除籍・改製原戸籍は取得できません。	午前8時30分～ 午後5時15分 (土)(日)(祝)を除く
戸籍の附票の写し ※除票は取得できません。	

※年末年始（12月29日～1月3日）、システムメンテナンス日を除く。

個人番号カードが必要ですが、コンビニ交付サービスには個人番号カードが必要です。本サービスを利用したい人は個人番号カードの申請をお願いします。

印鑑登録カードの切り替えのお願い

合併前の旧市町村発行の印鑑登録カードから、合併後の印鑑登録カード（ピンク色のカード）へ切り替えていない人は、コンビニ交付サービス（印鑑登録証明書）ができませんので、切り替えをお願いします。

■問い合わせ先
市民課

☎0968(25)7211

制度に関する問い合わせ先

■コールセンター

☎0570(20)0178（日本語）

☎0570(20)0291（外国語）

午前9時30分～午後5時30分
※(土)(日)・年末年始を除く。